

6福祉高施第673号

令和6年6月18日

都内各有料老人ホーム設置者 殿
(八王子市内を除く)

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長

梶野 京子

(公印省略)

業務継続計画（BCP）策定状況の調査について

日頃より東京都の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、令和6年3月末で経過措置期間が終了した、感染症や非常災害の発生時において入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）の策定及び必要な措置の実施について、各施設における策定状況等を確認させていただきたく、下記のとおり調査を行います。

記

1 調査目的

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）において、有料老人ホームに対し、感染症や非常災害発生時に係る業務継続計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずることが義務付けられています。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホームにおいては、令和6年4月より業務継続計画未策定の事業所に対する介護報酬減算（経過措置あり）が導入されました。

本調査は、令和6年7月現在において、都内有料老人ホームにおける業務継続計画の策定状況及び指針上で定めている関連規定の実施状況を把握するとともに、各事業者において指針等に定められる事項の実施状況の自己点検を促す目的で行うものです。

従って、本調査の回答内容によって直ちに事業所へ不利益が生じることはありませんので、率直なご回答のご協力をお願いいたします。

2 回答方法

LoGo フォームを利用した電子フォームにより、PC またはスマートフォンを使用してご回答ください。

業務継続計画（BCP）策定状況調査フォーム URL

<https://logoform.jp/form/tmgform/616477>



回答の受付が完了すると、フォームに入力されたメールアドレス宛に受付番号を記載した受付完了メールが届きます。受付完了メールは破棄せず、保存しておいてください。

3 回答期限

令和6年8月21日（水曜日）17:00

期限後の回答も可能ですが、期限日時点で未回答の施設に対しては、回答依頼のご連絡を差し上げる場合があります。あらかじめご了承ください。

4 注意事項

- ・回答は1施設につき1回でお願いします。同一施設から2回以上回答があった場合は、最後に回答されたものを残し、それ以外の回答は削除します。
- ・一度受付完了した回答内容に誤りがあった場合は、再度正しい内容で回答を行った後、誤りがあった回答の受付番号を下記担当あてご連絡ください。

5 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課 有料老人ホーム担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4296、4537（直通）

FAX 03-5388-1391

E-mail: ml-henkou@section.metro.tokyo.jp